

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る試験操業実施要領

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針（令和8年2月10日付け。以下「対応方針」という。）3に規定する試験操業については、試験研究又は教育実習のための特別採捕許可に関する取扱方針（令和元年5月15日付け。以下「取扱方針」という。）に定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

1 趣旨

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る試験操業（以下「試験操業」という。）は、鹿児島県漁業調整規則（令和2年12月1日付け鹿児島県規則第54号。以下「規則」という。）第48条に規定する特別採捕許可（以下「許可」という。）を受け、実施することとする。漁業調整上の課題や操業状況について、試験操業を実施した上で確認する必要があることから、許可に付す条件や申請手続等について、必要な事項をこの要領で定める。

2 試験操業における許可対象者

試験操業における許可者は以下を満たすこととする。なお、試験操業における漁具及び漁法は規則第4条に規定する漁業と同一のものでなければならない。

- (1) 規則第10条に定める適格性を有する者であること。
- (2) 規則第4条に規定する漁業の許可を受けている者であること。
- (3) 使用する船舶は船舶自動識別装置が設置され、電波法第4条に基づく免許を受けている者であること。

3 条件

試験操業における許可に付す条件は、規則第14条の規定に基づき当該漁業に付された条件のほか、以下とする。なお、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、（1）から（5）のほか、必要な条件を付すこととする。

- (1) 採捕にあたっては、特別採捕許可証を携帯しなければならない。
- (2) 漁業権区域内での採捕にあたっては、特別採捕許可証及び漁業権者の同意書を携帯しなければならない。
- (3) 使用する船舶に船舶自動識別装置を備え付け、かつ操業し、又は航行する期間中は、当該電子機器を常時作動させなければならない。
- (4) 漁業調整その他公益上必要があると認めて、知事が指定した日以降は、操業してはならない。
- (5) 他の漁業の操業を妨害してはならない。

4 申請書類

試験操業における許可を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、鹿児島県知事に対して以下の書類を提出することとする。

- ・特別採捕許可申請書
- ・住民票又は登記事項証明書
- ・試験操業計画書（操業区域図含む）

- ・船舶使用承諾書（船舶所有者と申請者が異なる場合）
- ・現有する漁業許可証の写し
- ・船舶自動識別装置に係る無線局免許状の写し（免許記録等に記録されている事項の証明書の写し）
- ・適格性に関する誓約書
- ・試験操業に関する誓約書

5 試験操業の報告について

許可を受けた者は、毎月試験操業実績報告書を作成し、操業した月の翌月 10 日までに鹿児島県知事に報告することとする。

なお、必要な報告事項を満たす場合において、電子的報告（鹿児島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和 2 年 12 月 11 日付け鹿児島県規則第 57 号）第 2 条に規定する方法による報告等）とすることができる。

また、試験操業中に発生した事故又は問題等について、発生後、速やかに鹿児島県知事に報告することとする。

6 その他

対応方針及び本要領に基づき、初めて許可申請を行う場合は、申請内容等の確認や法令遵守のため、現地確認を行うこととする。

また、許可の有効期間中、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、知事は試験操業を中断させる場合がある。

附則

この要領は、令和 8 年 2 月 10 日から施行する。

特 別 採 捕 許 可 申 請 書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

試験研究等のための水産動植物の採捕について、鹿児島県漁業調整規則第48条第1項の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 目 的

2 適用除外の許可を必要とする事項 鹿児島県漁業調整規則第44条第1項

3 使用船舶

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 船舶総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

(5) 所有者氏名

4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

○○、試験操業に必要な数量

5 採捕の期間 (1年以内)

6 採捕の区域

7 使用漁具及び漁法

○○漁業

8 採捕に従事する者の氏名及び住所

試験操業計画書

1 対象となる漁業種類

2 実施期間

3 試験操業の内容

(1) 漁業時期

(2) 操業区域

(3) 使用する漁具・漁法（図表含む）

使用する漁具のひき網長さや網目等詳細を記載のこと

船舶使用承諾書

年 月 日

住所

氏名

殿

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(船舶所有者)

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

貴殿が下記船舶を○○漁業の試験操業に使用することを承諾します。

記

1 船名

2 総トン数

3 推進機関の種類及び馬力数

4 漁船登録番号

5 使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

適格性に関する誓約書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

※氏名欄は、自署に限る（押印不要）

鹿児島県漁業調整規則（令和2年鹿児島県規則第52号。以下「規則」という。）第10条第1項第1号から第4号までに定める以下のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾します。

1 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

3 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第6条において定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるもの

4 暴力団員等がその事業活動を支配する者

試験操業に関する誓約書

鹿児島県知事 殿

年 月 日

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

※氏名欄は、自署に限る（押印不要）

私は、鹿児島県漁業調整規則第48条に基づく特別採捕許可による試験操業について、漁業調整上の課題や操業状況について確認することを踏まえ、下記事項を理解及び遵守し、適切な操業を行うことを誓約します。

記

- 1 月毎に試験操業実績報告を作成し、操業した月の翌月10日までに鹿児島県知事に報告する。また、試験操業中に発生した事故・トラブルについて、速やかに報告する。
- 2 試験操業実績報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）へ提供することに同意する。
- 3 許可の有効期間中、漁業調整その他公益上必要があると認められ、試験操業を中断する指示があった場合はこれに従う。
- 4 許可の有効期間中、試験操業に係る違反及び漁業関係法令違反を行った場合は特別採捕許可証を返納する。
- 5 特定水産資源（TAC資源）を漁獲した場合は、TAC報告を適切に行う。
- 6 自身が参加する資源管理協定に定める取組を確実に履行する。

報告年月日 年 月 日

鹿児島県試験操業実績報告書（令和〇年〇月分）

許可者氏名	許可番号	船名	漁業種類

操業月日									
水揚港									
漁区									
操業回数									
水深									
魚種別漁獲量 (キログラム)	マダイ								
	キダイ								
	・・・								
	マイワシ								
	ウルメイワシ								
	カタクチイワシ								
	・・・								
	計								
	水揚金額								

- 備考
- 用紙の大きさは、A4（日本工業規格）とすること。
 - 報告書は月毎に作成すること。なお、水揚仕切り書等別資料の添付により記載の一部を省略することができる。
 - 漁区は漁区資料を参照の上、記載すること。

年 月 日

試験操業中に発生した事故・トラブル等報告書

<u>許可者氏名</u>	<u>許可番号</u>	<u>船名</u>	<u>漁業種類</u>

発生日時	
発生場所 (緯度経度)	
具体的な顛末	

注1 時系列で具体的に記載すること。

注2 相手方がいる場合は、漁業種類や船名、所属漁協等可能な範囲で記載すること。

